

湖西市議会規程第 2 号

湖西市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 12 月 18 日

湖西市議会議長 神谷里枝

湖西市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

湖西市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年湖西市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

「令和 5 年湖西市条例第 31 号」を「令和 4 年湖西市条例第 31 号」に改める。

様式第 1 号、様式第 12 号及び様式第 18 号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 12 月 29 日から施行する。
- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の湖西市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の湖西市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。